

金春喜(2020)『「発達障害」とされる外国人の子どもたち—フィリピンから来日したきょうだいをめぐり、10人の大人たちの語り—』明石書店

報告：古屋憲章

海外から来日したばかりの外国人児童生徒が日本の学校に通い、「発達障害だ」と認められ、特別支援学校への進学を選択するようになるプロセスで、「外国人であること」と「障害児とされること」のそれぞれの論理がどのように展開され、たたかい、折衝したかを読み解く。それにより、「包括的な移民統合政策」なき日本で外国人児童と彼らを支援しようとする人々が立たされてきた状況と困難がどのように成り立っているかを描く。

外国人児童の「発達障害」という問題

1. 外国人児童の「発達障害」が成立する過程

- ・教育現場で、教員たちが外国人児童たちの「外国人としての困難」のために「障害児としての支援」を選ぶというちぐはぐな対応
- ・曖昧な「発達障害」概念
- ・教員からの圧力による外国人児童やその保護者による「発達障害」の受け入れ

2. 外国人児童をめぐる問題の心理学化が実現する条件

※心理学化:ある社会現象が心理学的な用語で説明されるようになること

心理学化が日常化する社会では、社会現象について語ろうとするとき、その本質を社会の側ではなく、個人の内面心理の側に求める傾向を持つようになる。そのような社会では、問題は個別化されていく。そして、「心の問題」に潜在している社会的な問題性が隠蔽される。

- ・「包括的な移民統合政策」不在の日本においては、「外国人としての困難」を抱える外国人児童のためにアクセスできる支援に限りがあるため、「障害児としての支援」を利用することしか思いつけない。

【ミクロな背景】

- ・外国人児童とその保護者たちの立場がきわめて弱く、教員たちになんら主張できず、彼らの提案を善意や温情として受け入れるしかない。

【マクロな背景】

- ・外国人児童たちの置かれる構造的に劣位な立場を温存しようとする日本社会の意図を示すかのような政策がとられている。

3. 外国人児童を「発達障害」として心理学化するメカニズムの意味

- ・心理学化の実践全体が、外国人児童たちを「通常教育」から排除するとともに、既存の、日本人のための学校文化や学校教育システムは不変のままに、それらを保護するためのものになっていた。
- ・外国人児童の統合という社会的な問題が心理学化の作用によって見えなくされている。

外国人児童への支援の政策提言

1. 外国人児童に配慮した「発達障害」の検査

- ・母語通訳の同席、言語発達や子どもの国際移動に詳しい専門家への意見求め、「先輩」たちとのピア・カウンセリング
- ・日本人の視点中心の臨床現場の克服

2. 「外国人としての支援」の充実

- ・「外国人としての困難」を日本語にまつわるものだけとして捉えない。外国人児童たちは、彼らの移動の背景などもあって、家庭環境や経済状況にも特有の困難を抱える場合がある。

【日本語以外の困難に対処できる支援】

1) 学校教育のシステム内での支援

- ・外国人児童個人への対応:「日本語指導以外も含めた包括的な『特別なカリキュラム』」
- ・日本人を中心に据える「通常教育」の側の変容:さまざまな背景を持つ児童が対象となることを想定したカリキュラム

2) 学校教育のシステムを越えた支援

- ・外国人への対応という視点を含んだ母子世帯や貧困家庭に対する福祉の充実

3) 90年体制の変革

- ・「多文化共生庁」のような、外国人の支援と保護を担う部局を設けることにより、既存の省庁の枠組みを超えた包括的な支援策を実現する。

※90年体制:1990年に改定施行された「出入国管理および難民認定法」により確立された移民政策のあり方。その特徴は次の三点である。①「いわゆる単純労働者」は原則として受け入れない。②日系人(日本人の子および孫ならびにその配偶者)を受け入れ、その就労を許す。③従来からあった「研修制度」を整備し、これにより研修生を受け入れる。この90年体制は外国人の「管理・摘発」を任務とする法務省入国管理局(現、入国管理庁)により、維持されてきた。